

岩手県告示第67号

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第5条第3項の規定により、同法第6条に規定する業務を行う者として指定を受けた法人から次のとおり変更する旨届出があった。

平成25年2月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

法人の名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	
社団法人岩手県緑化推進委員会	法人の名称	社団法人岩手県緑化推進委員会	公益社団法人岩手県緑化推進委員会	平成25年1月4日